

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

- (1) 教育職員免許法の一部改正（令和4年法律第40号）により、教員免許更新制が廃止され、免許状の更新に係る事務が削除された。また、それに伴う教育職員免許法施行規則の一部が改正（令和4年6月）された。
- (2) 教育職員免許法施行規則の一部改正（令和3年文部科学省令第25号）により、免許状の氏名欄に「(旧姓)」 「(通称名)」を併記できることとされた。

2 施行期日

令和4年7月1日

3 改正の内容

- (1) 教員免許更新制に係る手続きに関する条文、様式の削除
- (2) 教育職員免許状授与等申請書、教育職員免許状等の様式に、「(旧姓)」 「(通称名)」の記載欄を追加
- (3) その他、条ずれ等の整理